

1 せり人の登録等取扱要領

この要領は、せり人の登録・試験等に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 登録を受けようとするせり人の選定

奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者は、次のいずれにも該当する者の内から登録を受けようとするせり人を選定しなければならない。

ア 登録申請時において年齢 20 歳以上である者

イ 市場の卸売業者に勤務し、かつ、卸売場における販売業務の経験年数が 3 年以上である者（以下「3 年以上の者」という。）又は市場の卸売業者に勤務し、かつ、当該経験年数が 3 年に満たないが経歴等に鑑みて特に 3 年以上の者と同程度のせりに関する経験若しくは能力を有する者と奈良県中央卸売場場長（以下「場長」という。）が認めた者

ウ 奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 12 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者

2 せり人の登録申請

(1) せり人の登録申請は、毎年 1 回、場長の定める期間内に行うものとする。ただし、場長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 9 条第 2 項第 1 号の履歴書は、第 1 号様式によるものとし、同項第 3 号の誓約する書面は第 2 号様式によるものとする。

3 せり人の試験その他の必要な措置等

(1) 条例第 12 条第 5 項に規定するせり人の試験その他の必要な措置は、講習会受講確認試験及び口述試験とする。

(2) 講習会受講確認試験及び口述試験の場所及び期日は、場長が卸売業者に通知する。

(3) 講習会受講確認試験及び口述試験については 100 点満点とし、それぞれの試験に 70 点以上得点した者を試験の合格者とする。

(4) せり人の登録の更新については、講習その他必要な措置を講ずるものとする。

4 せり人等の研修

(1) 卸売業者は、せり及びせり記帳の知識及び技能の向上を図るため、せり人及びせり記帳者の研修を、毎年実施しなければならない。

(2) 卸売業者は、毎年 3 月 15 日までに、研修実施計画書（第 3 号様式）を場長に提出しなければならない。

(3) 卸売業者は、(1) の研修を実施したときは、速やかに研修実施報告書（第 4 号様式）を場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和 52 年 9 月 13 日から実施する。

附 則 この要領は、昭和 53 年 7 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、昭和 60 年 6 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（2の（2）の関係）

履 歴 書

所属卸売業者名

住 所

氏 名

印

最 終 学 歴

年 月

卒業

履 歴

年	月	就 職 先	役 職 名	主たる職務内容

*主たる職務内容欄には、卸売場の販売、配達、事務等を記入すること

第2号様式（2の（2）の関係）

誓約書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

所属卸売業者

住 所

氏 名

印

奈良県中央卸売市場条例第12条第4項第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約いたします。

第3号様式（4の（2）の関係）

研修実施計画書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者

名 称

代 表 者 名

印

せり人の研修を下記のとおり実施することを計画したので、報告します。

記

実施予定日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
研修の種類	実 法 そ の 他	実 法 そ の 他	実 法 そ の 他	実 法 そ の 他
対 象 者				
研修内容				
講師又は指導者				
会 場				

研修実施報告書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者

名 称

代 表 者 名 印

せり人の研修を下記のとおり実施したので、報告します。

記

実 施 年 月 日		年 月 日
受 講 者 氏 名	せり人の登録を受けている者	
	せり記帳者	
	その他の者	
研 修 内 容		
研 修 効 果		
講 師 又 は 指 導 者		
会 場		

